

## 第5回「国東市教育の里づくりの集い」について



平成27年11月28日(土)、アストくにさきアストホールにおいて、教職員・保護者、教育関係者・市民等約500名の方々の参加のもとに第5回「国東市教育の里づくりの集い」を開催しました。この集いも5周年を迎え、今回は、「国東市制施行10周年イベント」と併せて、記念行事として開催しました。

開会行事の後、シンガーソングライター「梅原 司平」コンサートを開催しました。梅原さんは、約2時間にわたって心に響く歌を歌い続けると共に、教育についてのメッセージを参加者に熱く語りかけました。参加者の中には、ハシカチを目に当てながら聴き入る方もいました。

第5回の記念の集いを通じて、参加者の皆さんには、今後の子育て、教育のあり方について主体的に捉え、関わっていくことの重要性を理解していただけたのではないかと思います。



会場いっぱいの参加者の皆さん



梅原司平さんのコンサートの様子

【問合せ先】 学校教育課 ☎0978-73-0066

## 保健のページ



あなたが対象かも

### 高齢者肺炎球菌予防接種を実施しています。

今年度の対象者は右記の二つに該当する方です。

- 平成27年度中に以下の年齢になる方で、接種を希望する方
- 今までに23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方

65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生の方	80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生の方	95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生の方
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生の方	85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生の方	100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日生の方
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生の方	90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生の方		

接種日時点60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級相当）

Q：接種にかかる費用はどのくらいですか？

A：各医療機関が定める接種費用の内5,000円を助成しますので、医療機関窓口では差額をお支払いください。具体的な金額については各医療機関にお問い合わせください。また、生活保護世帯の方は全額助成となりますので、医療機関窓口で申し出てください。

Q：現在65歳です。70歳になった時に接種を受けようと思いましたが対象になりますか？

A：今年度対象となっている方が定期接種として公費助成を受ける事が出来るのは今年度限りです。平成28年4月1日以降に接種を受ける場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

◆問合せ先 国見総合支所地域市民健康課 ☎0978-82-1112 武蔵保健福祉センター ☎0978-68-1184  
国東保健センター ☎0978-73-2450 安岐総合支所地域市民健康課 ☎0978-67-1114



# こころをつなぐまちづくり

人権シリーズ vol.116

## 「差別」「不平等」について考える

「差別してはいけない」「不平等はいけない」とよく言われます。けれども、何が「差別」なのか、どんな状態が「不平等」なのか、次の事例について少し考えてみましょう。

### 事例①

「映画館などにレディースデーが設けられ、女性が低料金で見られる」のは「差別」「不平等」だろうか？

水曜日のレディースデーは、高齢者や子どもへの入場料割引とは異なり、女性客によりアピールして収益を上げるための営業戦略です。ほとんどの映画館で、もともと平日は女性客の方が多いため、水曜日はパートが休みになり女性入場者数が増えることから、映画館にとって週の中だるみになる傾向があります。このテコ入れとして、1980年代に一部の映画館が水曜日にレディースデーを実施し、集客効果をあげたことから、しだいに全国の映画館へと広がっていきました。現在、「水曜日＝レディースデー」の認識は多くの人に定着しており、水曜日の映画館は女性客でにぎわっています。こうした営業戦略としての割引サービスには、他の業種にも様々なものがあり、女性割引のクラブ、浴衣客割引のビアガーデン、サラリーマン割引の格安航空券やビジネスホテル、特盛りカレーを全部食べきったら無料の店など

### 事例②

「国立の女子大学では、税金を使っているのに、入れるのは女性だけ」というのは、「差別」「不平等」だろうか？  
(ある人の意見)

国立にはお茶の水、奈良女二つの女子大があります。公立は多くの女子大が共学化したのが群馬と福岡の県立女子大があります。昔は大学とは男のもの、戦後も長いこと男女の大学進学率に大きな差がありました。女性の大学進学率の機会を与えるという女子大の意義があった時代はあったのでしょうか。しかし、今女子も44%（短大も入れると57%）が大学に進学し、共学の大学でも女子学生の方が多い大学も珍しくありません。共学の大学でも文学部や外国語学部は80%女子という学校もあると聞きます。

そんな時代に国立の女子大、つまり男子に入学資格を与えないことは差別で、法の下での平等（憲法14条）に反しているといえないのでしょうか。アメリカでは州立女子大学は憲法違反との判決があります。それから私立女子大も少なくとも公的な助成金はそろそろ法の下の平等に反するのではないのでしょうか。

物事の判断を一面的にとらえ「差別」「不平等」と断定してしまうのは早計すぎます。それぞれの状況の時代的背景や社会的背景があるからです。

あなたは、このような事例についてどう思いますか？ 家族や職場などで話し合ってみてはいかがでしょうか。

(文責：武蔵分室 山下)

## 第9回国東市隣保館まつり

「いのちの川柳」

課題《まつり》応募作品

老いの血が祭り囃しで若返り  
国東町 平 永 光  
笛の音に七夕ゆれる恋心  
大分市 さ く ら